

(規 108～110)

紛失、紛失

営 業 規 則

## 第 7 章 乗車変更等の取扱い

### 第 3 節 旅客の特殊取扱い

#### 第 3 款 乗車券類の紛失

(乗車券類紛失の場合の取り扱い)

- 第 108 条 旅客が旅行開始後、乗車券を紛失した場合であつて係員が、その事実を認定することができないときは既に乗車した区間については規則第 105 条及び第 107 条の規定による旅客運賃及び増運賃を、前途の乗車区間については、普通旅客運賃を収受し、また係員がその事実を認定することができるときは、その全乗車区間に対する普通旅客運賃を収受して増運賃は収受しないものとします。
- 2 前項の場合、旅客は旅行終了駅において再収受証明書を請求することができます。ただし定期乗車券、回数乗車券を使用する旅客はこの限りではない。
  - 3 第 1 項後段及び前項の規定は、旅客が旅行開始前に普通乗車券を紛失した場合に準用します。

(再収受した旅客運賃の払い戻し)

- 第 109 条 前条の規定によって普通旅客運賃及び増運賃を支払った旅客は、紛失した乗車券を発見した場合は、その乗車券と再収受証明書とを最寄り駅に差し出して、発見した乗車券 1 枚に限り別表第 9 号に定める手数料を支払い、その旅客運賃について払い戻しの請求をすることができます。ただし普通旅客運賃及び増運賃を支払った日の翌日から起算して 1 箇年を経過したときは、これを請求することができません。

(団体乗車券紛失の場合の取り扱い)

- 第 110 条 旅客が団体乗車券を紛失した場合であつて、係員が、その事実を認定することができるときは、規則第 108 条の規定にかかわらず、別に旅客運賃又は増運賃を収受しないで、別表第 9 号に定める手数料を収受し、相当の団体乗車券を再交付することがあります。ただし再交付をしたときにおいて、当該乗車券について既にその旅客運賃の払い戻しをしている場合を除くものとします。